

内令員

二八六八

内令員第二〇六七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

九州海軍航空隊

主計兵曹、主計兵

七人(掌經理兵 三、掌衣糧兵 四)

内令員第二〇六八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

石垣島警備隊

機關兵

一人(掌内火兵(自動車))

0417

秘

内令員第二〇六九號

船舶機關取扱指導員ニ充ツル爲左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍工機學校

少尉(機)、機關兵曹長

(附兼教官
教員)

十人

横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者 各三
舞鶴鎮守府在籍者 一

機關兵曹

六十人

掌機兵

主機

高三〇

輔機

高三〇

横須賀鎮守府在籍者 各二
吳鎮守府在籍者 一
佐世保鎮守府在籍者 一
舞鶴鎮守府在籍者 一

各六
八〇

内令員第二〇七〇號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

第二百二十六設營隊

主計中尉 隊附 一人

技術中少尉 隊附 十三人

内令員

二八六九

昭和二十年四月六日
本號停止

海軍大臣

0419

内令員

二八七〇

技	師	隊附	臨時二人
書	記	隊附	臨時二人
技	手	隊附	臨時六人

内令員第二〇七一號

昭和十七年内令第四一〇號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

「大阪警備府」ヲ「大阪海兵團」ニ改ム

(参照) 昭和十七年内令第四一〇號ハ大阪警備府ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令員第二〇七二號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第五十一航空戦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長 附 一人

0420

秘

内令員第二〇七三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

佐世保海軍經理部

兵曹、機關兵曹

工作兵曹

五人
一人
(特修兵適宜)

内令員第二〇七四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

高雄海軍港務部

主計兵

三人

内令員

二八七二

0421

内令員

二八七二

内令員第二〇七五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

門司在勤海軍武官

主計兵曹

一人(掌衣糧兵)

内令員第二〇七六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

青島方面特別根據地隊

衛生兵

五人

0422

秘

廢止

内令員第二〇七七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

臺灣海軍航空隊

主計兵曹、主計兵

六十四人

(掌經理兵)

(七五)

海軍大臣

内令員第二〇七八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

第三四一海軍航空隊

主計兵曹、主計兵

二十二名

(掌經理兵)

(一一)

海軍大臣

内令員

二八七三

0423

内令員第二〇七九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第三航空艦隊司令部

整備兵曹

一人(掌航空兵器兵(射爆))

主計兵

一人(掌衣糧兵)

内令員第二〇八〇號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

洲ノ埼海軍航空隊横須賀分遣隊

兵曹、水兵

三人(掌電信兵(高、普、二))

0424

秘

内令員第二〇八一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十九年十月十五日ヨリ之ヲ適用ス
昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第二十二特別根拠隊

兵	修	特	機水	機兵	兵	
掌電機兵(發電機)	掌電測兵	掌電信兵	掌信號兵	關兵	曹長	
(高/普)	(高/普)	(高/普)	(高/普)	曹	兵	
四/四	八/六	〇/八	九六八	二四	四	パ リ ツ ク バ ン 、 タ ラ カ ン 、 マ ン カ リ ハ ツ ト 及 バ ラ バ ラ ガ ン 見 張 所 (戊) ニ 充 ツ ベ キ モ ノ
						サ ン ク リ ラ ン 、 ス ン ペ ラ 及 マ ム ハ ヤ 角 見 張 所 (戊) ニ 充 ツ ベ キ モ ノ (横 須 賀 鎮 守 府 在 籍 者)

内令員

二八七五

0425

内令員第二〇八二號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年内令員第一三〇五號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年十月二十日



海軍大臣

沖繩方面根據地隊司令部(南大東島、北大東島派遣隊本部ニ充ツベキモノ)

少佐、大尉 附 二人

中少尉(水)、兵曹長 附 六人

兵 曹 十人(掌信號兵 二、掌電信兵 四、掌暗號兵 四)

水 兵 二十四人(掌信號兵 四、掌電信兵 八、掌暗號兵 四)

機 關 兵 四人(掌内火兵(自動車))

(参照) 廢止内令ハ父島方面特別根據地隊(母島派遣隊本部ニ充ツベキモノ)等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

0426

秘

内令第二〇八三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十九年十月五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第十特別根據地隊(バレンバン派遣隊増強要員ニ充ツベキモノ)

- 少佐、大尉 隊附兼分隊長 一人
- 大尉(水) 隊附 一人
- 軍醫、大中尉 隊附 一人
- 主計、中少尉 隊附 一人
- 中少尉(水) 隊附 二人
- 兵曹の長 四人
- 兵曹 二十八人
 - (掌砲兵 普一、掌機雷兵 高一〇、掌信號兵 普一)
 - (掌電信兵 高五、掌暗號兵 普一、掌電測兵 高二)
 - (掌電機兵(發電機) 高)
- 機關兵曹 三人
 - (掌電機兵(發電機) 高一)
 - (掌工兵(鍛冶) 高一)
 - (舟艇) 高一
- 工作兵曹 一人
- 衛生兵曹 一人
- 主計兵曹 一人(掌衣糧兵普)

内令員

三八七七

0427

水	兵	七十四人 (掌機雷兵 普一六、掌信號兵 普一五)
機	兵	八人 (掌内火兵(自動車) 普二、掌電機兵(發電機) 普三)
工	兵	七人 (掌工兵 (鍛冶 普一、熔接 普二))
衛	兵	一人 (舟艇 普五)
主計	兵	三人

内令員第二〇八四號

昭和十九年内令員第一六一〇號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

人員ヲ左ノ如ク改ム

主計兵曹、主計兵

七人 (掌經理兵 五、掌衣糧兵 二)

(参照) 前記内令ハ硫黄島警備隊ニ人員臨時増置ノ件ナリ

0428

秘

内令員第二〇八五號

昭和十九年内令員第一〇〇二號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

「横須賀潜水艦基地隊」(魚雷調整關係業務ニ充ツベキモノ)ヲ「大湊潜水艦基地隊(魚雷調整關係業務ニ充ツベキモノ)」ニ、「吳潜水艦基地隊(魚雷調整關係業務ニ充ツベキモノ)」ヲ「横須賀潜水艦基地隊」(魚雷調整關係業務ニ充ツベキモノ)ニ改ム

(参照) 前記内令ハ横須賀潜水艦基地隊等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令員第二〇八六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第二百二海軍工作部(第二百二海軍燃料廠内出張所職員ニ充ツベキモノ)

主計科尉官部員 一人
技術科佐尉官部員 四人
(兼第二百二海軍燃料廠造修部部員)

内令員

二八七九

0429

内令員

二八八〇

書 記・附 臨時二人
技 手 附 臨時六人
(兼第百二海軍燃料廠造修部附)

内令員第二〇八七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス

昭和十九年十月二十日

海 軍 大 臣

増員

第百三海軍工作部

兵 科 佐 官 部 員 一人

主 計 科 尉 官 副 部 員 一人

技 術 科 佐 尉 官 副 部 員 五人

減員

第三十海軍工作部

人員ハ前記第百三海軍工作部ニ増員ノモノニ同シ

0430

秘

内令員第二〇八八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

硫黄島警備隊

衛生兵曹、衛生兵

十人

内令員第二〇八九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

吳鎮守府（高知ニ於ケル海上交通保護要務ニ充ツベキモノ）

中少尉（水）、兵曹長 附

一人

兵曹、水兵

二人（掌信號兵一）

内令員

二八八一

0431

内令員

別内令
冊登載
提要

内令員第二〇九〇號

海軍定員令中左ノ通改正セラレ

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

一等潜水艦定員表其ノ七中「第二百二」ノ下ニ「第二百三」ヲ加フ

(内令提要別冊三九一頁参照)

別内令
冊登載
提要

内令員第二〇九一號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十六中「第二百二」ノ下ニ「第二百三」ヲ加フ

(内令提要別冊四九七頁参照)

二八八二

0432

秘

内令員第二〇九三號

右當分ノ間定員ヲ置カズ

昭和十九年十月二十日

吳鎮守府在籍

伊號第二〇〇〇潜水艦

海軍大臣

内令員第二〇九三號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

宮古島警備隊

石垣島警備隊

主計兵曹、主計兵

一人(掌經理兵)

内令員

二八八三

0433

内令員

内令員第二〇九四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

軍艦多摩

衛生兵曹、衛生兵

一人

海軍大臣

二八八四

0434

秘

内令員 (第二〇九五號
第二〇九六號)

(所要ノ向ニノミ之ヲ配付ス)

内令員第二〇九七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

特設船舶警戒部 (配當船たかね丸、仁榮丸ニ配乗セシムベキモノ)

兵 曹 長 四人 (吳、佐世保領守府在籍者 各二)

機關兵 曹 長 二人 (吳、佐世保領守府在籍者 各一)

兵 曹、水 兵 百十五人
吳領守府在籍者 七一 (掌砲兵八、掌帆兵一、掌電信兵一、掌測暗號兵一、掌測的號兵一、掌電信兵一、掌測暗號兵一、掌測的號兵一)
佐世保領守府在籍者 四四 (掌砲兵二、掌帆兵一、掌電信兵一、掌測暗號兵一、掌測的號兵一、掌電信兵一、掌測暗號兵一、掌測的號兵一)

機關兵曹、機關兵 三十四人

吳領守府在籍者 一九 (掌機兵 補主 補機 四一四)
佐世保領守府在籍者 一五 (掌機兵 補主 補機 四一四)

衛生兵 四人 (吳、佐世保領守府在籍者 各二)

主計兵 四人 (吳、佐世保領守府在籍者 各二)

内令員

二八八五

0435

内令員第二〇九八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

大島防備隊

軍醫科尉官 隊附 一人

内令員第二〇九九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

相模海軍工廠(化學實驗部ニ充ツベキモノ)

軍醫科尉官 部員 二人

衛生兵曹、衛生兵 三十人

○正誤

本年内令員第二〇一〇號中「施設兵」ハ「工作兵(施)」ノ誤



0436

秘

内令員第二一〇〇號

當分ノ間左ノ通人員ノ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

野比海軍病院（小川赤十字病院ニ配スベキモノ）

衛生兵曹、衛生兵 三人

内令員第二一〇一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第二警備隊

中少佐 副長 一人

内令員

二八八七

0437

内令員

二八八八

内令員第二一〇三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

特設砲艦富津丸

主計兵 一人

内令員第二一〇三號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十日

海軍大臣

第百六號、第百七號、第百八號、第百十號及第百五十四號輸送艦

主計兵 一人

0438

秘

海防艦定員表

特修兵教員配置規則

内令員第二〇四號

海軍定員令中左ノ通改正セララル

昭和十九年十月二十一日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ二中「生名」ノ下ニ「新南」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇〇頁参照)

内令員第二〇五號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十一日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「生名」ノ下ニ「新南」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

内令員

二八八九

0439

内令
提要
登録

内令
提要
別冊

内令員

二八九〇

内令員第二一〇六號

海軍定員令中左ノ通改正セラレ

昭和十九年十月二十一日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ三中「第三十四號」ノ下ニ「第三十六號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇二頁参照)

内令員第二一〇七號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

和十九年十月二十一日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「第三十四號」ノ下ニ「第三十六號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

0440

秘

内令員第二一〇八號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月二十一日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ三中「第六十四號」ノ下ニ「第六十六號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇二頁参照)

内令員第二一〇九號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十一日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「第六十四號」ノ下ニ「第六十六號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

内令員

二八九

0441

内令員

内令員第二一〇號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十一日

海軍大臣

高雄海軍通信隊

衛生兵曹、衛生兵

一人

主計兵曹、主計兵

五人（掌經理兵一、掌衣糧兵一）

二八九二

0442

秘

内令員第二一一一號
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス
昭和十九年十月二十一日

増員
第五十二警備隊

内 令 員	掌機雷兵 (高/普)	掌水雷兵 (高/普)	主衛工機水	工機兵	兵	乙女 灣配 備ノ 連綴 基地 (丙)一 隊ノ 要員 ニ充 ツ ベキ モノ	
			計生作關	作關 兵兵	曹曹曹		
			兵兵兵兵兵	曹曹曹	長		
	一/二	〇/二	一 一 三 四 二	二 二 五	一		
			一 二 九	一 四		捨子 古丹 配備 ノ見 張所 (戊)一 箇所 ノ要 員ニ 充 ツ ベキ モノ	
			八	一		根茂 灣配 備ノ 見張 所 (丙)一 箇所 ノ要 員ニ 充 ツ ベキ モノ	

内
令
員

二
八
九
三

海
軍
大
臣

0443

内令員

減員

第五十三警備隊

人員ハ前記第五十二警備隊ニ増員ノモノニ同シ

大發講習修了者		兵			修			特		
機關科	兵科	掌工兵(高/普)			掌電機兵(高/普)	掌内火兵(高/普)(自動車)	掌電測兵(高/普)	掌電信兵(高/普)	掌信號兵(高/普)	
		舟艇	熔接	鍛冶					見張	信號
二	一	-/二	〇/一	-/〇	-/一			-/二	〇/一	〇/一
						〇/一	三/三	-/三		
								〇/二		〇/一

二八九四

0444

秘

内令
提要
別冊
登記

内令
提要
別冊
登記

内令第二二二號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月二十二日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ二中「新南」ノ下ニ「屋久」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇頁参照)

内令第二二三號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十二日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「新南」ノ下ニ「屋久」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

内令員

二八九五

0445

内令員

二八九六

命令
提要
冊
登載

内令員第二一四號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月二十三日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ三中「第三百三十四號」ノ下ニ「第三百三十八號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇二頁参照)

命令
提要
冊
登載

内令員第二一五號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十三日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「第三百三十四號」ノ下ニ「第三百三十八號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

0446

秘

知照
登載要

内令
冊登載要

内令員第二一六號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月二十四日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ三中「第六十六號」ノ下ニ「第百十二號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇二頁参照)

内令員第二一七號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十四日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「第六十六號」ノ下ニ「第百十二號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

内令員

二八九七

0447

内令員

二八九八

別内
册令
登提
要照

内令員第二一八號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月二十四日

海軍大臣

一等輸送艦定員表中「第十二號」ノ下ニ「第十四號、第十五號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇二ノ四頁参照)

内令員第二一九號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十四日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三二等輸送艦ノ部中「第十二號」ノ下ニ「第十四號、第十五號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

0448

秘

内令員第二二〇號

舞鶴鎮守府在籍

第十四號輸送艦

第十五號輸送艦

右當分ノ間定員ヲ置カズ

昭和十九年十月二十四日

海軍大臣

内令員(第二二二二號)

(所要ノ向ニノミ之ヲ配付ス)

内令員第二二三號

當分ノ間見張所關係員ノ教育指導ニ充ツル爲左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

横須賀海軍警備隊

吳海軍警備隊

内令員

二八九九

0449

佐世保海軍警備隊			
中少尉(水)、兵曹長	隊附兼教官(教員)	一人	
兵曹	(教員)	三人	(掌電測兵 高一)
機關兵曹	(教員)	二人	(掌電機兵 高一)
舞鶴海軍警備隊			
中少尉(水)、兵曹長	隊附兼教官(教員)	一人	
兵曹	(教員)	二人	(掌電測兵 高一)
機關兵曹	(教員)	二人	(掌電機兵 高一)

0450

秘

内令員第二二四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

鎮海海兵團(行巖施設ニ配スベキモノ)

大	中	佐	教官	一人
軍醫少佐、軍醫大尉	教官兼分隊長			一人
軍醫科尉官	附兼教官			一人
大	中	尉(水)	分隊長兼教官	四人
大	中	尉(整)	分隊長兼教官	三人
大	中	尉(機)	分隊長兼教官	二人
大	中	尉(工)	分隊長兼教官	二人
衛生大	中尉		分隊長兼教官	一人
主計大	中尉(主)		分隊長兼教官	一人
中少尉(水)、兵曹長	附兼教官(教員)			九人
中少尉(整)、整備兵曹長	附兼教官(教員)			六人

内令員

二九〇一

0451

中少尉(機)	機關兵曹長	附兼教官(教員)	二人
中少尉(工)	工作兵曹長	附兼教官(教員)	三人
衛生中少尉	衛生兵曹長	附兼教官(教員)	二人
主計中少尉(主)	主計兵曹長	附兼教官(教員)	三人
兵	曹	(教員)	四十人
備	備兵曹	(教員)	二十七人
機	機關兵曹	(教員)	七人
工	工作兵曹	(教員)	十八人
衛	衛生兵曹	(教員)	四人
主	主計兵曹	(教員)	五人
兵	曹、水		百二十五人(掌信號兵五)
整	整備兵曹		十五人
機	機關兵曹		三十五人(掌機兵(罐)五、掌內火兵(自動車)五、掌電機兵三)
工	工作兵曹		十五人
衛	衛生兵曹		十九人
主	主計兵曹		六十四人(掌經理兵三、掌衣糧兵三)

0452

秘

内令員第二二二五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

第六十一海軍航空廠

中少尉(機)、機關兵曹長 附

一人

内令員第二二二六號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

禁止

昭和十九年十月二十五日
内令員第二二二六號

第二十八魚雷調整班

第三十四魚雷調整班

中少尉(整)、整備兵曹長 班員

一人

整備兵曹、整備兵

四十五人(掌航空兵器兵(雷爆))

(高三〇五)

内令員

一九〇三

0453

内令員

二九〇四

内令員第二二七號

昭和十九年内令員第四八一號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

人員ヲ左ノ如ク改ム

兵曹、機關兵曹

三人(特修兵適宜)

(参照) 前記内令ハ海軍艦政本部ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令員第二二八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

第三航空艦隊司令部

衛生兵曹

一人

0454

秘

内令
提
登載

内令員第二二九號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

軍艦天城、雲龍、葛城、信濃
水兵 八人

内令員第二一三〇號

昭和十八年内令第一七五〇號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

航空母艦 天城、雲龍、葛城、信濃		航空母艦 天城、雲龍、葛城、信濃		航空母艦 天城、雲龍、葛城、信濃	
一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二
一〇	五	五	五	五	五
ニ改ム		ヲ			

内令員

二九〇五

0455

(参照) 掌水測兵(艦艇班) 配員標準ヲ定ムルノ件(内令提要卷一、一九七頁)

内令員第二一三三號

昭和十九年十二月三十一日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

海軍經理學校(豫科生徒採用事務ニ充ツベキモノ)

主計兵曹、主計兵 十人(掌經理兵)

内令員第二一三三號

昭和十九年内令員第一五五一號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

「旭邦丸」ノ下ニ「マ、みりい丸」ヲ加フ

(参照) 前記内令ハ特設運送船萬榮丸等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

0456

秘

内令員第二一三三號

昭和十七年内令第二三五二號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

第一監視艇隊
第二監視艇隊
第三監視艇隊

ヲ「第一、第二、第三、第四、第五、第六監視艇隊」ニ改ム

(参照) 前記内令ハ第一監視艇隊等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令員第二一三四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

増員

特設運送船日邦丸

中少尉(水) 乗組 一人

兵曹(水) 兵 二十七日(掌信號兵) 二

内令員

一九〇七

0457

内令提要
登録

内令員

二九〇八

機關兵曹、機關兵

十人

減員

特務艦 早鞆

人員ハ前記特設運送船日邦丸ニ増員ノモノニ同ジ

内令員第二三五號

昭和十八年内令第一七六四號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

別表中特設潜水母艦ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

特設敷設艦

一

(参照) 前記内令ハ氣象關係配員標準ヲ定ムルノ件(内令提要卷一、一九三頁)

0458

秘

内令員第二一三六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

特設敷設艦 高 榮 丸

兵 曹、水 兵

一人(掌電信兵 普)

内令員第二一三七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

特設運送船 御室山丸

兵 曹、水 兵

四人(掌信號兵(見張) 普)

内令員

二九〇九

0459

内令員第二二三八號

昭和十九年内令員第一五四二號中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

「中少尉(水)、兵曹長 附 一人」ヲ「大尉(水)、(機)中少尉(水)、兵曹長 附員 一人」ニ改メ「中少佐 部員 一人」ヲ削ル

(参照) 前記内令ハ佐世保海軍軍需部(鹿兒島出張所職員ニ充ツベキモノ)ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令員第二二三九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

海軍艦政本部(衣糧關係監督ニ充ツベキモノ)

主計科 佐官 造船造兵監督官 二人

○正誤

本年内令員第二〇五三號中スシテ海軍民政部ノ部ハ衍

0460

秘

内令員第二一四〇號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十五日

海軍大臣

海軍艦政本部

兵曹長

造船監督助手兼造兵監督助手

一人

兵曹

兵曹

造船監督助手兼造兵監督助手

三人(特修兵適宜)

内令員(第二一四一號)

(所要ノ向ニノミ之ヲ配付ス)

内令員第二一四三號

第二次水雷射堡(假稱)要員ニ充ツル爲當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十七日

海軍大臣

高雄海軍警備隊

附兼 分隊長	大	中	尉(水)	横	須	賀	佐	世	保	舞	鶴
	三	二	一								

内令員

二九二

0461

兵 修 特							主 工 機 水 計 作 關 兵 兵 兵 兵	主 衛 兵 計 生 兵 兵 曹 曹 曹	兵 曹 長	
掌 衣 糧 兵 (高/普)	掌 工 兵 (高/普)		掌 電 機 兵 (發電機) (高/普)	掌 電 信 兵 (高/普)	掌 信 號 兵 (高/普)	掌 水 雷 兵 (高/普)				掌 側 的 兵 (高/普)
	舟 艇	鍛 冶								
〇/三	〇/六	〇/三	〇/三	三/三	〇/三	三/三	〇/三	六 九 二 八	三 三 七	三
〇/二	〇/四	〇/二	〇/二	二/二	〇/二	四/四	〇/二	四 六 八 九 二	二 二 八	二
〇/一	〇/二	〇/一	〇/一	一/一	〇/一	七/七	〇/一	二 三 四 六	一 一 九	一

内 令 員

二 九 二 三

0462

秘

別冊
登載

内令
登載

内令第二一四四號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月二十八日

海軍大臣

驅潛艇定員表其ノ二中「第五十六號」ノ下ニ「第五十七號」ヲ加フ

(内令提要別冊四一二頁参照)

内令第二一四五號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十八日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十八驅潛艇ノ部中「第五十六號」ノ下ニ「第五十七號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇四頁参照)

内令員

一九三三

0463

内令目

二九一四

内令第二一四六號 (後送ス)

内令第二一四七號

海軍定員令中左ノ通改正セラレ

昭和十九年十月三十日

海軍大臣

海防艦定員表其ノ三中「第八十一號」ノ下ニ「第二百五號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇二頁参照)

内令第二一四八號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月三十日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三海防艦ノ部中「第八十一號」ノ下ニ「第二百五號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

内令
冊令
登提
載要

内令
冊令
登提
載要

0464

秘

内令員第二一四六號 (後送分)

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年十月二十八日

海軍大臣

菲島海軍航空隊 (クラーク基地警戒員ニ充ツベキモノ)

大 中、尉 (水) 隊附兼分隊長 一人

中 少 尉 隊附 一人

兵 曹 九人 (掌砲兵 (高) 四、掌信號兵 (高) 三)

衛 生 兵 曹 一人 (掌看護兵 高)

主 計 兵 曹 一人 (掌衣糧兵 普)

水 兵 百二十七人 (掌砲兵 普 一六、掌信號兵 普 二)

機 關 兵 一人 (掌内火兵 (自動車))

衛 生 兵 一人 (掌看護兵 普)

主 計 兵 三人

内令員

二九一四ノ一

0465

秘



内令員第二二四九號

昭和十九年内令員第一三二五號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年十月三十日

海軍大臣

(参照) 前記内令員ハ吳鎮守府在籍艦艇艦橋ニハ當分ノ間定員ヲ置カズノ件ナリ

内令員第二二五〇號 (所要ノ向ニノミ之ヲ配付ス)

昭和二十一年三月二十九日
海軍省
第一九〇號

内令員第二二五一號

昭和十八年内令第二二七二號中左ノ通改正ス

昭和十八年内令第九八九號及昭和十九年内令員第二二五〇號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年十月三十日

海軍大臣

人員ヲ左ノ如ク改ム

中少尉(水) 兵曹長

隊附

五人

(横須賀鎮守府在籍者 三) 吳(佐世保鎮守府在籍者 各一)

兵 曹、水 兵

百二十九人

(掌電信兵 一二) (横須賀鎮守府在籍者 九七) (吳(佐世保鎮守府在籍者 各一〇))

内令員

二九一五

0466

(参照) 昭和十八年内令第二一七二號(第五氣象隊ニ人員臨時増置ノ件)
 同年内令第九八九號(第五艦隊司令部ニ人員臨時増置ノ件)
 昭和十九年内令第二五〇號(北東方面艦隊司令部ニ人員臨時増置ノ件)

内令員第二一五三號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年十月三十一日

海軍大臣

二等輸送艦定員表中「第百十三號」ノ下ニ「第百十四號」ヲ加フ

(内令提要別冊四〇三頁参照)

内令員第二一五三號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年十月三十一日

海軍大臣

特修兵配置表其ノ十七ノ三三二等輸送艦ノ部中「第百十三號」ノ下ニ「第百十四號」ヲ加フ

(内令提要別冊五〇二頁参照)

0467